

第4章

タイにおける障害者の法的権利の確立

西澤 希久男

はじめに

タイの障害者にとって、2007年という年は非常に重要な意味をもつ年である。タイ政府は「障害者権利条約」を2007年3月30日に署名した。また、障害者の権利についての規定が盛り込まれた「仏暦2550年タイ王国憲法」が8月24日に公布された。そして、タイにおける障害者関連立法において非常に重要な「仏暦2550年障害者の生活の質の向上と発展に関する法律」が9月18日に公布された。この3つの条約・立法により、障害者関連法は充実したといえる。このうち、後者の2つはタイの国内法であり、タイが、現在、障害者に関連する事柄について、どのように考えているかを表すひとつの指標といえる。

「仏暦2550年タイ王国憲法」と「仏暦2550年障害者の生活の質の向上と発展に関する法律」に関する法的な側面からの研究は、一連の『障害者にまつわる政治に関するニューズレター』といったアドヴォカシーのために作成されたものをのぞき、発見することができていない。これは、施行後間もないことと、法学者の関心があまり障害者問題に向いていないことから考えられる。障害者の権利に関する既存の研究において重要なものとして、Namsiriphongphan et al. [n.d.] がある。この論文は、タイにおける障害者法制を、主に障害者の就業問題について歴史的に概観するとともに、障害者法制が有

する問題点を指摘するものである。しかし、この論文は、障害者の権利が拡張された「仏暦2550年タイ王国憲法」と「仏暦2550年障害者の生活の質の向上と発展に関する法律」以前において出されたものであり、現時点における問題点が明らかでなく、その空白を埋める必要がある。また、対象とする分野が障害者雇用に限定されており、障害者の権利確立という側面を分析するという点では、分析視角が狭いものになっており、その他の制度上の問題点についても分析する必要がある。

そこで本章では、「仏暦2550年タイ王国憲法」と「仏暦2550年障害者の生活の質の向上と発展に関する法律」を取り上げ、タイの障害者が社会において主体的に活動することを実現し、または障害者の活動をいかに保障するかという観点から、タイにおける障害者の法的権利の確立の状況についてみていきたい。

第1節 「仏暦2550年タイ王国憲法」における障害者の権利

「仏暦2550年タイ王国憲法」（以下2007年憲法と表記）は、クーデターの結果成立した憲法である。2006年9月にクーデターが発生し、「仏暦2540年タイ王国憲法」（以下1997年憲法と表記）は廃止されるとともに、下院、上院、内閣、憲法裁判所も廃止された。そして、暫定的な統治の枠組みを定める「仏暦2549年暫定憲法」（以下2006年暫定憲法と表記）が2006年10月1日に公布された。そして、暫定憲法に定められた手続きに従って、新憲法である2007年憲法は、2007年8月10日の国民投票を経て、同月24日に公布された。民主的な手続を経て制定された1997年憲法を廃止した結果としての憲法であるが、障害者の権利に関しては、2007年憲法はさらなる進展をみせており、またその進展を導いたのは障害者たちの活動であった。そこで、以下では、まず、2007年憲法における障害者の権利に関する条文を概観するとともに、起草過程において果たした障害者の役割についてみていく。

1. 「仏暦2550年タイ王国憲法」における障害者の権利の内容

2007年憲法では、まず第30条第3項において差別禁止を謳っている。そこでは、門地、民族、言語、性別、年齢、障害、身体的もしくは健康の状態、身分、経済的もしくは社会的地位、信仰、教育または本憲法の規定に抵触しない政治的信条にもとづく人に対する差別はしてはならない、と規定されている。1997年憲法では、差別禁止に関する条文に「障害」という文言が存在しなかったが、2007年憲法において新たに挿入された。

次に第40条第6号は、訴訟審理において適正な保護を受け、かつ性暴力関係事件において適切な取り扱いを受ける権利を規定するが、そこでも対象者として障害者が明示されている。社会的弱者である子ども、青年、女性、高齢者とともに、障害者が適正な訴訟を受けることを保護するものである。

教育においても障害者の権利が保障されている。第49条は、12年間の良質な無償教育を人は平等に受けることができるとし、障害者等は無償教育を受ける権利とともに他者と同等の教育を受けるために国から支援を受ける権利を有するとする（同条第2項）。

さらに、第54条第1項は、障害者または身体的弱者は、社会福祉、公共上の便宜、国からの適切な支援にアクセスし、利益を得ることができると規定している。

ほかに障害者の権利とはいえないが、障害者に関する規定が存在する。まず、第80条は、国が、社会、公衆衛生、教育、文化の各分野の政策方針に従って実施する事項をあげている。そのなかで、高齢者、貧困者、障害者、困窮者の生活の質の向上と自立を可能とするような支援をし、社会福祉を整備することがあげられている（第80条第1項）。第80条は、第5章の「国の基本施策指針」に規定されているため、履行されなかったとしても、訴訟により履行を請求することはできない。そのため、権利とはいえないものである。ほかに、障害者等に関係する法案を審議する際、関係する重要事項が存在

すると下院議長が判断したにもかかわらず、下院がそのような審議を行わない場合についての規定がある（第152条）。かかる場合に下院は、関係民間団体からの代表が入った特別委員会を設置するとあり、障害者の権利・利益を保障しようとする姿勢が現れている。

2007年憲法においては、差別禁止、訴訟審理での適正保護、教育を受ける権利、公共便益等へのアクセス・利用に関して、明示的に「障害者」の文言が挿入され、権利が保障された。1997年憲法では、「身体的もしくは健康の状態」による差別を禁止し、そこに障害者が含まれると解釈された。しかし、これでは、タイ社会において障害者が受けてきた差別や障害者のタイ社会における存在を曖昧にするものであり、関係する権利保障がなされていたとしても、「障害者として」、「人間として」差別されない権利をもつというのが明らかではない。この点からみても、2007年憲法において障害者の権利は大いに進展したと思われる。

2007年憲法では障害者の権利保障がより進んだが、この制定過程において、障害者が大きな役割を果たし、自らの権利の実現に邁進した。そこで、以下では2007年憲法制定過程における障害者の役割についてみていく。

2. 「仏暦2550年タイ王国憲法」制定過程における障害者の役割⁽¹⁾

クーデターによることなく民主的な手続により制定された初めての憲法である1997年憲法はクーデターにより廃止された。1997年憲法の廃止後、2006年には2006年暫定憲法が制定され、引き続き2007年憲法が8月に公布施行された。クーデターにより現行憲法が廃止され、暫定憲法、恒久憲法の制定というタイ憲法史の伝統がまたしても繰り返された。この伝統のなかで、最新の2007年憲法が制定されたのであるが、その制定過程は以前とは大きく異なる。それは1997年憲法からの流れを引き継ぎ、国民の「参加」という考えが強く影響を及ぼしている。それは、2007年憲法の条文に国民の参加を保障する条文が多く取り込まれただけでなく、制定過程においても国民の意見を聞

くための機会を設けたことから明らかである。もちろん、今回のクーデターは正当性根拠が薄弱ななかで、民選議員によって選ばれたタクシン政権を崩壊させ、また1997年憲法を廃止したために、国民の意向をくむ必要があったといえる。そのため、国民からの意見を聞く場を設ける必要があったことは間違いないであろう。しかし、国民自身も政府から与えられた機会だけでなく、自ら要求を発信して、自己表現をしている場合がある。それが、障害者団体による運動である。

暫定憲法には、新憲法、すなわち2007年憲法の起草手続が定められた⁽²⁾。それによると、新憲法の起草を目的として、「国民会議」、「憲法起草議会」、「憲法起草委員会」が設置される。国民会議は憲法起草議会議員の選出母体といえる機関で、タイ国籍を有する18歳以上の者から選出される2000人以下の議員で構成される（第20条第1項）。憲法起草議会は100人の議員により構成される。議員の選出は国民会議議員の互選により作成される候補者名簿200人から国家安全保障評議会が行う（第22条、第23条）。憲法起草委員会は憲法起草議会によって選出される25人と国家安全保障評議会の助言にもとづき選出される10人の合計35人によって構成される（第25条）。

起草手続の流れとしては、まず憲法起草委員会において草案を作成する。その際、草案が1997年憲法と異なる場合については改正理由を明らかにしなければならない（第26条第1項）。そして、審査および意見聴取のため、憲法起草委員会は草案および説明理由を憲法起草議会等の憲法に定められた機関に送付する（同）。同時に、憲法起草委員会は国民に草案と改正理由を周知し、意見聴取を行う（同条第2項）。憲法起草議会議員は、現有の議員総数の10分の1以上の保証署名とともに修正提案およびその理由を提出することができる（第27条）。憲法起草委員会は上記草案送付から30日が経過したときは、受理した意見および提案を審査し、修正するか否かをその理由とともに公表する。そして、審議のために草案を憲法起草議会に送付する（第28条第1項）。憲法起草議会での審議は、原則として憲法草案の全部について、議員により修正提案が出された条項または憲法起草委員会が提案した条項を承認するか

否かだけができる（同条第2項）。憲法起草議会は、最初の会議開催日から起算して180日以内に草案の作成・審査を完了しなければならない（第29条第1項）。第1回の開催日が2007年1月8日であったので、7月6日までに作業を終了しなければならない。草案の作成が完了したときは、それを国民に周知し、憲法全部を承認するか、または承認しないかにつき国民投票を行う（同条第2項）。

上記手続にもとづき2007年憲法は起草された。起草作業の中心は憲法起草委員会が担ったが、障害者の権利について実際に起草を担当したのは「権利及び自由、国民の参加、並びに権限の分散に関する第1憲法起草小委員会」（以下第1小委員会と表記）である。第1小委員会が作成した障害者の権利に関する規定の第1草案は次の通りである（Khanakammathikanyokrangratthathammanun [2007]）。

第30条第3項 門地，民族，言語，性別，年齢，身体的もしくは健康の状態，身分，経済的もしくは社会的地位，信仰，教育または本憲法の規定に抵触しない政治的信条に基づく人に対する差別はしてはならない。

第53条 障害者または身体的弱者は国家から社会福祉，公共の便宜，およびその他援助を受ける権利を有する。

第30条第3項の差別禁止規定は1997年憲法と全く同一のものである。第53条については、1997年憲法第55条と比較すると、法律の留保についての文言が削除されているほか、「社会福祉施設」という文言が加えられている。

憲法起草委員会は、障害者に関する条文については、1997年憲法を基本的に踏襲しており、ある意味これで十分と考えていたと思われる。しかし、障害者は1997年憲法の規定では不十分と考えており、第1草案が発表される以前から提案を行っていた。

2007年1月16日に、「障害者に関する小委員会」の第1回会議が開催され、そこでタイ障害者協会⁽³⁾理事会との合同会議について報告されている。「障

害者に関する小委員会」とは、2006年暫定憲法下における国家立法議会の下にある、「子ども、少年、女性、老人、障害者および人間の安全保障に関する委員会」の下部委員会である。会議での報告によれば、タイ障害者協会理事會ととの間で、新憲法起草についての方法について審議され、3つの方針が確認された(Phaengsangsongsoemsukhapakphonphan [2007a: 14])。第1は、基本原則として、1997年憲法を利用すること、第2に、すでにある障害者に関する条文の内容を修正、増補すること、第3に、現時点で規定されていないが、障害者に関する規定を新たに策定することである。続いて、2007年2月7日にも、「障害者に関する小委員会」は、タイ障害者協会理事會と合同会議を開催した(Phaengsangsongsoemsukhapakphonphan [2007b: 17])。2月7日の会議では、1997年憲法における障害者に関する条文である第30条、55条、80条について検討した。同月20日には、障害者団体は、憲法草案策定の方針について提案している(Namsiriphongphan et al. eds. [2007: 27])。その方針は、大きく4つに分類される。第1に、直接障害者について定めていた第30条、55条、80条の内容の修正、第2に、障害者に関係する他の条文の修正、第3に、憲法起草における重要原則の修正方針の提案、第4に、一般的な論点の提示である(Phaengsangsongsoemsukhapakphonphan [2007b: 17-18])。

2007年4月に出された第1草案に対しては、障害当事者から修正提案が提出されているが、この提案が2007年5月4日の憲法起草第1小委員会の第16回会議で取り上げられた。委員会で取り上げられた修正提案は、第30条と第53条についてのものであった。第30条第3項は差別禁止について定めているが、そこに明示的に「障害」の文言を入れるものである(Sapharangratthamanun [2007a: 2])。障害者団体から出された提案理由は、差別禁止条項のなかに「障害」の文言を挿入することで、人間としての権利と尊厳が障害者であることを明らかにし、また権利が保障され、差別が禁止されるとともに、差別禁止条約と一致させることができるとしている(Sapharangratthamanun [2007a: 2])。この修正提案とその理由付けについては、委員会も同意し、

提案通りの形で文言が挿入された (Sapharangratthathammanun [2007b: 1])。興味深いのは、修正に対する委員会意見が、障害者団体から出された修正理由と全く同一であることである (Sapharangratthathammanun [2007b: 1])。障害者団体の意見が全面的に尊重された典型例であるといえる。

第53条についても同様に取り上げられた。タイ障害者協会は、「障害者は、国家からの公共の便宜、およびその他援助にアクセスし、かつそれらから利益を受ける権利を有する」と提案した。提案理由として、憲法起草第1小委員会の案のように、「受ける権利を有する」という表現であると無視して放置されたり、また優先順位が下げられてしまうおそれがあるからとし、アクセス原理を主張することとなった。タイ障害者協会は別の文書のなかで、スワンナプーム空港の障害者用トイレは、扉が狭く、車いすでは入ることができないといった例を挙げて、アクセスの重要性を主張する (Phaengsangsongsoemsukhapkhonphikan [2007c: 8])。この提案に対し、憲法起草第1小委員会は、タイ障害者協会が主張するアクセス原理を受け入れたうえで、障害者協会の案に「社会福祉」という言葉を挿入する提案をした (Sapharangratthathammanun [2007a: 3])。しかし、第18回会議においては、タイ障害者協会案と同一の条文案を提示し、会議意見としてタイ障害者協会の提案理由を採用している (Sapharangratthathammanun [2007b: 4])。第1小委員会のレベルにおいては、タイ障害者協会の提案を全面的に受け入れている。

障害者の権利についての修正提案は、障害者団体からだけでなく、憲法起草議会議員からも出されている。第30条第3項については、2人の起草議会議員から修正提案が出されている。いずれも「障害」という文言を挿入する提案であり、挿入場所に相違がある (Sapharangratthathammanun [2007c: 8])。第53条については5つの修正提案が出されている。そのうち、2つの修正提案に対して起草委員会は同意を表明している (Sapharangratthathammanun [2007c: 24])。同意を受けた提案のひとつは、クリッサダー・ハイワッタナーヌクーン議員からのもので、それは条文上「精神障害者」を明示する提案である (Sapharangratthathammanun [2007c: 24])。同意を受けたもうひとつの

提案はカーンニカーン・バーントゥーンチット議員からのもので、それは「アクセスし、利益を得る権利」という、障害者協会が提案したのと同様な権利構成にするとともに、アクセスできる対象を非常に詳細に規定している (Sapharangratthathammanun [2007c: 24])。

タイ障害者協会の修正提案を受けて、憲法起草第1小委員会はその提案を受け入れて草案を修正した。憲法起草委員会では、第1草案公表後の意見聴取結果をふまえてさらなる検討が行われた。さらなる検討のなかで審議されたのは第53条であった。第53条は、それまでの憲法起草委員会での検討をふまえて、精神障害者の保護を明示するとともに、「社会福祉を受ける権利」から「障害者が社会福祉および公的便宜へアクセスし、かつ利益を得る権利」という原理に修正することに同意した (Sapharangratthathammanun [2007d: 5])。また、精神障害者については、項を分けて起草すべきという結論に至った (Sapharangratthathammanun [2007d: 5])。今後は、憲法起草委員会事務局が提案を提示するために審議をすることとし、今後の審議にゆだねることとした。

第34回の起草委員会会議において、事務局から条文提案がなされ、それにもとづいて審議が行われた。第30条第3項については、「障害」をどこに挿入するかが焦点であったが、最終的には、「状態」の前に挿入された (Sapharangratthathammanun [2007e: 2])。「障害」の追加と挿入位置についての委員会意見は明記されていない (Sapharangratthathammanun [2007e: 2])。第53条については、「受ける権利を有する」という表現から、「アクセスし、利益を得る権利を有する」という表現に変更された (Sapharangratthathammanun [2007e: 5])。また、精神障害者についての規定は、依然として今後の議論にゆだねるとなっている (Sapharangratthathammanun [2007e: 5])。収集した資料からは、ゆだねられた議論がどのように行われたか明らかではない。

憲法起草議会においては、障害者の権利についてはあまり議論されず、憲法起草委員会による修正を経た第2草案は了承されて2007年憲法に結実した。第53条の規定は、最終的には、第54条として憲法に規定された。

第30条第3項、第54条に関する障害者団体からの修正提案は、憲法の起草担当者から好意的に受け入れられ、ほとんど提案通りの形で新憲法に規定された。しかし、障害者団体から出された新憲法において規定すべき論点がすべて受け入れられた訳ではない。障害者団体は第30条、第54条に相当する条文以外にも多くの提案をしている。たとえば、下院選挙における比例代表選挙名簿の作成において、職業や個人の有する属性を考慮すべきと定める場合のひとつの考慮要素として障害者であることをあげたり、また第5章の名称を「国家の基本政策指針」から「国家の義務」へと修正することなどである(Namsiriphongphan et al. eds. [2007: 47])。起草過程において取り上げられているのは、その一部である。しかし、彼らの活動と条文提案がなければ、障害者の権利が現憲法に規定されているような形式に修正されたかどうかは大いに疑問である。憲法起草者の考え方を変えたのは、まさに障害者自身が率先して活動し、憲法起草過程に参画したからであるといえる。

第2節 「仏暦2550年障害者の生活の質の向上と発展に関する法律」における障害者の権利

2007年は、憲法のほかに、障害者にとって非常に重要な法律が公布された年である。それは、「仏暦2550年障害者の生活の質の向上と発展に関する法律」(以下2007年法と記述)⁽⁴⁾である。2007年法は、障害者を対象とした最初の法律である「仏暦2534年障害者能力回復法」(以下1991年法と記述)を引き継ぐものである。

1991年法の性格は、障害者への権利付与というよりは、利益供与を目的としている法律である。吉村[2010]によれば、1991年法制定に関わった障害者リーダーの目的がタイの障害者のおかれている状況を改善するための職業機会、教育機会の確保であり、市民権の確保は重要とはいえ、まずは厳しい生活からいかに脱出するかを優先したものであるといえる。このような性格

を有する1991年法で導入されたのは障害者登録制度である（第13条）。障害者登録をする事により、障害者手当や医療費等の無料化といった各種の利益を受けることができる（第15条）。また、障害者の活動、支援等に関する費用、および障害者への各種リハビリテーションを行う施設を支援するために「障害者リハビリテーション基金」をもうけた（第16条）。1991年法において重要なのは、障害者雇用の促進に関する規定である。関係大臣は、民間事業者に対して一定の割合で障害者を雇用することを命ずる省令を發布することができる、としている（第17条第1項2号）。省令によれば200人につき1人の障害者を雇用することとなっていた。

1991年法の出現は、それまで障害者のための法律が存在していなかった状況においては画期的なものであった。しかし、全20条と簡素であり、障害者が直面するさまざまな問題に対応することができないうえに、規定内容について条文上実効性が担保されていない。また、障害者を保護の対象としてみるとともに、インペアメントのみに着目した規定の仕方であり、大きな問題をはらんでいた。

そこで、1991年法を抜本的に改正することになり、その結果が2007年法となって現れた。2007年法の作成において大きな役割を果たしたのが社会開発・人間安全保障省である。社会開発・人間安全保障省が作成した法案について、2006年1月17日、政府は3つの基本方針を閣議決定した。第1に、本法にもとづいて障害者身分証明書を有する者が、国から公共上の便宜およびその他の支援を受けることができること、第2に、障害者の生活の質の改善と向上に寄与する基金制度を設けること、第3に、国に障害者の職業機会の向上と促進に関する部局を設置すること、の3点である（飯田 [2007: 26]）。また、2007年法の起草理由として、障害者支援保護局長のスニー氏は次の3点を挙げている。第1に、1991年法が施行後社会の実情と一致していないこと、第2に、障害者の権利・利益を増進するため、第3に、障害者に対する差別を解消するため、という3点である（Saphanitibanyathaengchat [2007a]）。

このような起草理由を有した2007年法は、1991年法と比較するとより充実

した内容をもっている。以下では2007年法の内容を概観していく⁽⁵⁾。

1. 「仏暦2550年障害者の生活の質の向上と発展に関する法律」の概要

2007年法は、全45条で構成されている。旧法である1991年法が全20条であったから、大幅な条文数の増加である。

(1) 名称

第1条では、法律の名称が規定されている。新法の名称は、「仏暦2550年障害者の生活の質の向上と発展に関する法律」である。他方、旧法の名称は、「仏暦2534年障害者能力回復法」である。両法の英語表記をみると違いははっきりとわかる。旧法は、通常、“rehabilitation”という訳語が当てられていたが、新法では“empowerment”という訳語が当てられている。2007年法において設置される「障害者の生活の質の向上と発展に関する国家委員会事務局」が有するホームページが、自己の組織の英訳として、“National Office for Empowerment of Persons with Disability”を採用しているところから公的訳に近いものといえる。いずれにせよ、新法ではリハビリテーションではなく、障害者のエンパワーメントという側面に力を入れているのは明らかである。

(2) 定義規定

次に、第4条には13の用語に関する定義規定がおかれている。そこで最も重要なのは、障害者の定義である。2007年法において障害者とは、「視覚、聴覚、動作、伝達、精神、情緒、行動、知能、知識における障害またはその他の障害と、さまざまな困難を併せ持つことにより、日常生活または社会参加をするうえで何らかの制限を有し、かつ非障害者と同様に日常生活または社会参加を可能にするために、特別にさまざまな援助を受けることが必要な個人」である（第4条1号）。そして、これは社会開発・人間安全保障省が定

める種類と基準にもとづく(同)。1991年法では、「省令で規定された分類にしたがい身体、知能、精神面で異常または障害を有する者をいう」と規定されている。1991年法においては、インペアメントの要素のみに注目した規定の仕方であり、典型的な医学モデル観にもとづいた障害者観である。他方、2007年法では、インペアメントを原因として、そのほかの要素と相まって生活を送るうえで制限を有するという形で規定されている。これは、インペアメントと社会の相互作用の観点から障害者をみており、社会モデルにもとづいた障害者観を採用しているといえる。

続いての重要な定義は障害者のリハビリテーションについてである。障害者のリハビリテーションとは、障害者が就業機会を得、または完全な潜在能力を発揮して社会生活を送るために、医療、宗教、教育、社会、職業に関する措置またはその他の措置を通じて、障害者の状態を向上させ、または能力を維持させることを可能とする、障害者の能力向上である(2号)。

そのほかの重要な定義は法令の名称にも現れている、「生活の質の向上と発展」の定義である。「生活の質の向上と発展」(エンパワーメント)とは、障害者のリハビリテーション、社会保障の供与、障害の権利の伸張と保護、障害者の自立、尊厳、平等を支援し、また障害者が便益にアクセスし、利用できる環境の下で、障害者を完全かつ効率的に社会に統合することである(3号)。

そのほか、政府または国の諸機関(4号)、障害者団体(5号)、基金(6号)、委員会(7号)、障害者の保護者(8号)、障害者の介助者(9号)、事務室長(10号)、事務室(11号)、職員(12号)、大臣(13号)の定義がある。

(3) 委員会

続いて第5条から第11条まででは「障害者の生活の質の向上と発展に関する国家委員会」(以下委員会と表記)について規定されている。委員会は、首相を委員長、社会開発・人間安全保障相を副委員長とし、ほかに財務省、観光・スポーツ省、社会開発・人間安全保障省、交通省、情報通信技術省、内

務省，司法省，労働省，教育省，公衆衛生省の各次官および予算局事務長ならびに首相によって任命される各障害者団体代表の7人および識者6人の合計26人によって構成される（第5条）。1991年法では，内務大臣が委員長であったが（1991年法第5条），2007年法では首相が委員長となっている。また，障害者団体の代表7人が参加することが明記されている。これらは，政府が障害者についての政策を重要視していることを示している。

第6条では，11項目にわたって委員会の権限が定められている。第1に，内閣に対して，障害者をエンパワーするための政策，マスタープラン，計画を提案すること，第2に，第20条6号，第33条，第34条第1項，第37条第1項にしたがって省令を公布する責務を有する省に対して意見を述べること，第3に，障害者に影響を与える政策や法律を制定する責務を有する省に対して意見を述べ，協議すること，第4に，障害者をエンパワーすることに関する規則や具体的方法を策定すること，第5に障害者に対する差別行為を取り消しまたは禁止する命令を決定し，発布すること，第6に，障害者をエンパワーすることに関する活動をする者を援助・支援するために検討すること，第7に，基金に関する規則を制定すること，第8に，障害者をエンパワーするために国家レベルでの主要な活動を計画すること，第9に，基金管理小委員会の権限と責務を超えて，基金の使用に関する計画等を承認すること，第10に，障害者団体や障害者にサービスを提供するその他の団体を認証，取消すことに関する規則を制定すること，最後に，法律に定めるその他の責務を実行すること，である。

続く第7条から第9条は，任命委員の任期，退職事由，後任選出についての規定である。

選出された委員会は，年に3回以上の会議を開催しなければならない（第10条第4項）。委員会の定足数は，総委員の過半数であり，また議決も過半数による（同条第1，3項）。

(4) 委員会事務局

続いて第12条からは「障害者の生活の質の向上と発展に関する国家委員会事務局」（以下委員会事務局と表記）について規定されている。委員会事務局は社会開発・人間安全保障省の下に設置される（第12条）。委員会事務局の権限は5項目にわたっている。第1に、障害者をエンパワーすることに関連する政策、戦略、計画において、国の機関や国内外の諸団体と交流し、協力すること、第2に、障害者、障害者の生活条件についての情報を調査、研究、分析、収集、編集、保存すること、第3に、委員会に提案するために障害者をエンパワーすることに関する計画を準備すること、第4に、障害者団体の設立、活動、強化を推進すること、最後に、本法等に定められているその他の責務を実施すること、である。第14条は、委員会事務局職員の権限と義務について定めている。

(5) 差別禁止

第15条からは、2007年法の起草理由のひとつに挙げられていた、障害者への差別解消に関する規定がおかれている。そしてこれは1991年法では規定されておらず、2007年法で初めて導入されたものである。第15条は差別禁止について規定している。国等の公共団体、民間団体、または個人にかかる政策、規則、措置、計画または実施による、障害者に対する不当な差別を禁止している（第15条第1項）。また、第1項に定められた障害者に対する不当な差別行為とは、障害者に対する直接的な差別の意図が存するか否かにかかわらず、あらゆる作為または不作為の行為を含み、障害を理由として、本来障害者が享受すべき権利・利益が結果として侵害されているものを指す（同条第2項）。結果として障害者の権利・利益が侵害されていれば差別が成立するので、間接差別も含む定義である。

しかし例外も存在している。科学、伝統知識または公益のためから生じる差別行為であり、それが状況に合わせて必要かつ適切に行われている場合においては、差別とはみなされない（同条第3項）。しかし、このような状況で

あっても行為者は障害者の権利または利益を救済，保護するための可能かつ必要な措置を講じなければならない（同条第3項）。

引き続き、差別を受けた障害者の救済に関する規定が定められている。第16条は、第15条に規定されている差別を受けた者、または受ける恐れのある者は、委員会に対して、かかる行為の取消し、または禁止を求める請求をすることができる、とする（第16条第1項）。この場合委員会の命令は最終とする（同条第1項）。第1項にもとづいて委員会に対して行為取消命令を求める請求をしても、損害賠償請求をすることは妨げられない（同条第2項）。ここで注目されるのは、裁判所は、故意または重過失により差別行為を行った者に対して、懲罰的損害賠償を課することができることである（同条第2項）。第2読会の議事録によれば、差別禁止規定に対して実効性をもたせるために、懲罰的損害賠償を導入したとする（Saphanitibanyathaengchat [2007b]）。ちなみに、懲罰的損害賠償についてはアメリカを参考にして導入された（Saphanitibanyathaengchat [2007b]）。懲罰的損害賠償の上限は、現実損害の4倍に制限されている。

差別された障害者への救済を実質化する方策として、差別を受けた障害者が関係する障害者団体は、代理として委員会または裁判所に請求することができる（第17条第1項）。障害者または障害者の保護者は法律の知識や経済的安定が不十分な場合が多い。そのような状況下において、障害者自身または保護者だけで委員会に対して差別行為の禁止を求める請求をしたり、裁判所に対して損害賠償を請求することは非常に困難であることは容易に想像がつく。困難を取り除くために、障害者団体による代理が認められている。また費用に関していえば、障害者自身または障害者団体による訴訟においては訴訟費用は免除される（同条第2項）。救済の実質化をはかるうえで、障害者の負担を軽減する必要があることはいうまでもない。障害者団体に代理を認めるとともに訴訟費用も免除することは障害者への救済に大いに役立つと思われる。

(6) 障害者登録

引き続き障害者登録について規定されている。委員会事務局がバンコク首都圏における障害者登録の中央事務所の役割を果たし、地方においては、各県の社会開発・人間安全保障省の県事務所が登録事務を行う（第18条）。障害者は、第20条に定められた権利にアクセスするためには、障害者登録をしなければならない（第19条第1項）。ちなみに、登録をした障害者の数は、1994年11月1日から2009年9月30日までで総計85万5973人である（Samnakngan songsoemlaephatanakunnaphapchiwitkhonphikanhaengchart [n.d.]）。2007年の障害者統計によればタイの障害者数は約190万人と推計されるので（Samnakngansathitheangchart [2008: 5]）⁶⁾、約45%が登録していることになる。

(7) 障害者の権利

第20条は、障害者、保護者、介助者に対して認められる権利、利益について定めている。第1項は、障害者が公的な便益にアクセスし、利用する権利について定めている。アクセスし、利用することができる対象となる公的な便益は、10項目にわたって定められている。第1に、医療行為によるリハビリテーション・サービス（1号）、第2に、国家教育または国家教育計画に関する法律に従った教育（2号）、第3に、就業、標準サービス、労働者保護、雇用安定措置のためのリハビリテーション（3号）、第4に、非障害者と平等に、社会、経済、政治活動において、完全かつ効率的に受け入れられ、参加すること（4号）、第5に、公的な政策、マスタープラン、計画、プロジェクト、活動、開発、生活必需品、法的扶助、弁護のための法律家へのアクセスを援助すること（5号）、第6に、情報、報道、通信、遠距離通信、情報技術、すべての種類の障害者のための情報・通信手段（6号）、第7に、手話通訳サービス（7号）、第8に、介助動物、介助器具等を移動中の乗物、または滞在中の場所に同行・持参する権利、またかかる場合において、障害者自身が公共の便益を無料で享受し、かつ同行・持参した介助動物、介助器具等に対する追加料金を免除される権利（8号）、第9に、障害者特別手当

を受領すること（9号）、最後に、住環境の改修、その他のサービスの提供である（10号）。

そのほかにも障害者の権利として認められているものがある。保護者がいない障害者は住居とケアサービスを受ける権利をする（第20条第3項）。また、税金の減免を受ける権利も有する（同条第5項）。

さて、障害者に対して権利が認められ、障害者自身が社会において活動をする際に、保護者、介助者の役割は大きい。彼ら自身の経済状況が不安定で、障害者に関する知識・理解が不足していたとしたら、障害者の自立、社会統合は困難となる。そこで身近な存在である、保護者、介助者の権利についても定めている。

まず保護者についてであるが、保護者は、自立するために、相談、助言、技術訓練、ケア、教育、生計、就職に関するサービスを受ける権利を有する（同条第4項）。また、税金の減免を受ける権利も有する（同条第5項）。介助者については、委員会が定めた規則に従い、サービス料、手数料の減免を受ける権利を有する（同条第2項）。

この第20条で定められた便益に対して障害者がアクセスし、利用することができることを実質化するために、民間人が、障害者に対して、第20条に定められた便益を提供した場合には税金の減免措置を受けることができる（同条第6項）。

（8）基金

続いて、第23条以降は、「障害者の生活の質の向上と発展のための基金」（以下基金と表示）について定めている。第23条は、基金は委員会事務局のもとに設置するとし、その設置目的は、障害者の生活の質を保護・発展させ、障害者、リハビリテーション、教育、就業に関して振興、援助等をするための費用を支払うためである、と規定する。第24条は基金の構成財産について規定している。

第25条は基金を管理する小委員会について規定している。基金管理小委員

会は、社会開発・人間安全保障省次官を委員長、そのほか、内務省、労働省、教育省、公衆衛生省、予算室、中央会計局の各代表、および委員会によって任命された9人の専門家によって構成される。任命される9人の専門家のうち、少なくとも7人は障害者団体からの代表でなければならない。第26条は基金管理小委員会の権限と義務について定めている。第1に、委員会によって定められ、財務省によって承認された規則にしたがって基金を管理すること、第2に、障害者のエンパワーメントに関するプログラムや計画を支援するために、支出や計画の承認、費用の確定を審議すること、第3に、委員会が定めた規則にしたがい、基金の財務状況と管理について委員会に報告すること、である。

第27条は、障害者団体が基金の運営において助成金を委員会が定めた規則に従って受領することができる旨規定する。また、基金が金銭を受領し、支出し、保管し、未払い債務を免除する場合には、委員会が定め、財務省が承認した規則にしたがって行うとする（第28条）。

第29条以降は、基金の管理に対するチェックについて定めている。まず、第29条は、小委員会は基金の財務諸表を作成し、会計年度終了日から120日以内に監査を受けなければならない、と定める。監査以外にも基金の運営を監督・評価するために委員会が設置される（第30条）。監督・評価委員会は、基金の運営を監督、検査、評価し、かかる結果を委員会に対して見解を添えて提出する（第31条）。

(9) 雇用

第33条以降は、障害者の雇用について規定している。前述の通り、2007年法においては障害者雇用の増進がひとつの大きな目的となっており、労働省の働きが期待されている。さて、雇用の増加を目的のひとつとしている2007年法は、障害者のエンパワーメントのために、民間事業者、国の諸機関に対して、労働省令で定めた一定割合での障害者の雇用を義務づけている（第33条）。1991年法では民間事業者に限定されていたが（1991年法第17条）、2007

年法では国の諸機関にも対象が拡大されているので、より一層の雇用増加が期待される。

定められた割合の障害者を雇用できない場合のために2種類の対応が定められている。まず第1は、第23条に定められている基金に対して拠出金を支払うことである。しかし、これは民間事業者だけに課される対応措置であり、国の諸機関には課されていない（第34条第1項）。第2は、障害者に対して、物品の販売またはサービスの提供を許可し、かかる事業を行う場所を提供し、または一時雇用をし、またはトレーニングやその他援助をすることである（第35条）。この場合には国の諸機関も含まれる。ほかに、基金への拠出をしない事業者に対して、委員会事務局長は、書面により事業者財産の差押命令を発布することができる（第36条第1項）

さらに障害者の雇用に関係して、委員会事務局は、第33条から第35条の規定の遵守、違反、無視に関する情報を年1回以上公表する（第39条）。かかる情報は、民間事業者についてだけではなく、国の諸機関についても公表対象となる。この規定は、日本の「障害者の雇用の促進等に関する法律」の第47条の影響を受けていると考えられる⁽⁷⁾。しかし、日本法と大きく違うのは公表が「義務」となっているところである。

障害者の雇用を義務づけるだけでは、なかなか雇用増加にはつながらない。やはり事業者には障害者を雇用するインセンティブを与える必要がある。その措置が税の減免措置である。障害者を雇用した、または拠出金を支払ったことにより基金に貢献した事業者は、法律の定めにしたがい、一定割合で税金が免除される（第34条第3項）。さらに、年間180日間以上、全従業員の60%を超える割合で障害者を雇用した事業者は税金が全額免除となる（第38条）。法制委員会の草案段階では雇用割合は80%であったが、国家立法議会の特別委員会での審議において、80%が高すぎるということで、結局60%に落ち着いた（Saphanitibanyathaengchat [2007d]）⁽⁸⁾。

(10) その他

そのほかに、建物や交通などに障害者がアクセスし、利用しやすくするために、社会開発・人間安全保障相、情報通信技術相、内務相は、建物、場所、乗物、移動サービスまたはその他の公共サービスが提供されるうえで必要な設備、施設、サービスに関する外観、性質等について定める省令を發布する(第37条)。

そのほか、罰則、経過規定について定めている。

2. 「仏暦2550年障害者の生活の質の向上と発展に関する法律」の評価

これまで、2007年法の概要をみてきた。2007年法は、前述のように、1991年法が社会の現状に適合しないために改正を迫られ、その際、障害者の権利・利益を増進し、障害者への差別を解消することを目的に制定されている。1991年法が、障害者を保護の対象として捉えていたのと比べれば、2007年法は障害者自身が社会参加を行い、自立して生活する主体として障害者を捉えている。その証左が、さまざまな規定にみられる「社会参加」や「社会統合」の言葉である。また、障害者の定義においても大きな変更があった。2007年法では、インペアメントを原因として、そのほかの要素と相まって生活を送るうえで制限を有するという形で規定されている。これは、インペアメントと社会の相互作用の観点から障害者をみており、社会モデルにもとづいた障害者観を採用しているといえる。1991年法が、インペアメントの要素のみに注目した定義規定の方法であり、典型的な医学モデルにもとづいた障害者観であるところからすると、大きな変更であることは明らかである。2007年法における障害者観の転換は非常に重要なもので、高く評価することができる。

2007年法の制定目的が、障害者の権利・利益の増進と障害者差別の解消であるから、それらの視点から2007年法を評価したい。

2007年法では、第20条において障害者を中心に、その他関係者の権利につ

いて定めている。1991年法においても2007年法第20条において認められている障害者の権利に類する規定があった（1991年法第19条）。しかし、1991年法第15条には、「権利」（sitthi）という文言は存在せず、何らかのサービスを享受できるという形での規定となっている。第14条には「権利」（sitthi）という言葉がある。第14条は、1991年法において規定されているさまざまな側面で得られる便益を受ける権利を受領するためには、障害者登録をしなければならないことが規定されている。そこでは、権利があたかも他から「与えられ」、障害者がその与えられた権利を「享受」・「受領」する（dairap）という形で規定されている。他方、2007年法第20条では、あきらかに「権利」という言葉が存在し、また、障害者は、権利を「有する」（mi）という形で規定されている。規定の仕方から、障害者が便益にアクセスし、利用できるのは、障害者固有の権利としての結果であることを示している。障害者観の転換は規定の仕方においても如実に表れている。

さらに規定の方法についていえば、第20条においても、「アクセスし、利用する権利」という方式で定められている。すでに第1節で記述したとおり、権利を有していたとしても、それにアクセスし、利用できなかったら、まったく無意味であるので、単に権利を有するとするのではなく、あえて「アクセス」と「利用」という言葉を用いて、権利の実質化をはかっている。

規定内容についてであるが、1991年法においても、2007年法第20条1号、2号、3号、4号に類する規定は存在した。2007年法はそれに加えて、政策、司法へのアクセス（5号）、情報へのアクセス（6号）、手話通訳（7号）、介助動物・機器等の同行・持参や施設等の無償利用についての権利（8号）、障害者特別手当（9号）、住環境の改修（10号）を追加して規定して、より充実したものになっている。

障害者が自立して、社会生活を送るうえで、生業を得ることは非常に重要である。起草関係者も、障害者雇用を増進するために、労働省の役割が増大しているとの認識を示している。さて、その雇用についてであるが、2007年法から雇用主体に国の諸機関が含まれるようになったため、民間事業者だけ

であった1991年法と比較して、より雇用機会が増大すると考えられる。障害者を雇用しない、できない場合の対応として、基金への金銭拠出のほかに、障害者の活動を国の諸機関、事業者の敷地内において認めるという対応も付け加わった。障害者が雇用以外の方法で生計を立てる方法となるので、これは評価できる点である。

雇用の増進をはかるために、つまり実質化をはかるために、2007年法はインセンティブとサンクションを準備している。インセンティブは税金の減免である。税金の減免により障害者雇用を推進しようとするものであるが、問題なのは、基金への拠出の場合においても税制上の優遇が認められることである。現時点では施行規則が定められていないので判明しないが、拠出金納付の場合の方が優遇の割合が低いと予想される。しかし、雇用を促進することが主眼であるならば、やはり拠出金納付の場合にも優遇をするのは問題があると思われる。逆に、このような制度が存在することから、基金への拠出金納付状況が芳しくなかったことが推察される。

次にサンクションであるが、これは法律遵守状況の公表である。つまり、定められたとおりに障害者を雇用したり、拠出金を納付したり、活動場所を提供しない場合には、会社名が公表されることである。起草関係者は、事業者に与えるサンクションを準備して、法律の遵守を確保したいと考えており、社会的信用の失墜がビジネスをするうえで重要な「罰」であると考え、この不遵守企業名公表を重視している (Saphanitibanyathaengchat [2007c])。そして、タイにおける不遵守企業名の公表の特徴としては、公表が義務となっていることである。当初は公表の回数についての記述はなかった。しかし、第2読会の特別委員会審議において、それでは実際に公表されるかどうかかわからないとの疑問が呈された (Saphanitibanyathaengchat [2007c])。単に公表するということであると、5年も10年も公表しない可能性がある。そこで、実効性をもたせるために、「すくなくとも年1回」という文言の追加が主張され、挿入された (Saphanitibanyathaengchat [2007c])。この挿入により、実質的に年1回公表することが義務化され、参考とした日本法とは性格が異なるもの

となった。公表を義務化することにより雇用増加の効果が高まると考える。

もうひとつの制定目的である障害者差別解消についてであるが、2007年法では初めて差別禁止が規定された。障害にもとづく形で行われた行為ならば、差別する意図の有無は関係なく、また作為、不作為でもかまわない。さらに、結果として障害者の権利・利益が侵害されていたら差別が成立する。これは、障害者権利条約第2条が、差別の定義において、「あらゆる」区別などであって、不利益な「効果」が生じる場合も差別であることから、間接差別も禁止しているが（東 [2009: 15]）、タイにおいても同様と考えられる。しかし、合理的配慮についての規定はまったくみあたらない。前述のように、例外として、科学、伝統知識、または公益のためから生じる差別行為であり、それが状況に合わせて必要かつ適切に行われている場合においては差別とみなされないで、今後この部分の解釈で問題が起きることが予想される。

差別行為を受けた障害者は、委員会に対して差別行為を取り消す等を内容とする命令を出すことを請求することができる。その際注目できるのは、差別を受けた障害者以外の者が、障害者に代わって請求することができることである。これは、裁判所に対して損害賠償を請求する場合も同様である。障害者のなかには、制度理解が困難な者がいることが予想される。それは、障害者の保護者も同様である。その場合に、かかる障害者、保護者に代わって、ほかの者が請求することになれば、障害者救済の実質化につながると考えられる。2007年法においては、関係する障害者団体のみが代理して訴訟できる旨定められているが、委員会請求に関する施行規則によれば、障害者団体だけでなく、個人にも認められている（仏暦2552 [2009] 年障害者への不当差別行為についての原理、請求方法、および審理に関する障害者の生活の質の向上と発展に関する国家委員会規則第5項3号）。

差別を受けた障害者は損害賠償を裁判所に請求できるが、この場合、現実損害の4倍を上限として裁判所は損害賠償額を定めることができる。いわゆる、懲罰的損害賠償である。差別をした場合に、経済的損失が大きいことがわかれば、差別の減少につながるというように起草者は考えた（Saphanitiban-

yathaengchat [2007b])。そこで懲罰的損害賠償が採用されたが、民法上の不法行為では懲罰的損害賠償は認められていない。実効性をもたせるために必要であるとの認識であるが、第2読会の議事録をみる限りでは、なぜ障害者差別については、民法上の不法行為原則から離れて懲罰的損害賠償を課することができるのかが何ら説明されていない。

これまでみてきたように、2007年法においては、障害者の権利確立のためのさまざまな規定が設けられている。そして、その権利を画餅に帰させないためにも、さまざまな対応措置を執って取り組んでいるのは明らかであり、非常に評価できる。しかし、問題は依然として存在する。それは法律の施行の側面である。

開発途上国においては、法律は存在するが実際には施行されないということが以前より指摘されている。執行のための予算が確保できないという問題のほかに、施行細則が規定されないまま放置されるという問題がある。この点については、特別委員会の第1回会議において委員長が懸念を表明していた (Saphanitibanyathaengchat [2007a])。また、『障害者にまつわる政治に関するニューズレター』は、2007年法にもとづいて定められる必要がある施行細則の数についての記事を掲載している。このような記事が掲載されること自体、施行規則が定められないのではないかという懸念を表しているのかもしれない。その記事によれば、2007年法を施行するために定めなければならないものとして、省令4、告示4、規則16の計24の施行規則をあげている (Phaengngansangsongsoemsukhapakhonphikan [2007d])。現時点において省令はひとつも発布されていない。公布されていない省令のなかには、2007年法における制定目的のひとつである障害者の雇用に関する労働省令がふくまれている。現状では、1991年法の時代に定められた労働省令にもとづいている。規定された内容を実質化するために、さまざまな取り組みがなされているのであるから、施行細則の完備を確実にするための規定を盛りこむべきであったと考えられる。いずれにせよ、2007年法では障害者観など法律の性格が大きく異なっている。新しい理念に則った法律の確実な実施のためにも、施行

細則の迅速な制定が望まれる。

おわりに

2007年憲法、2007年法の双方において障害者の権利は大きく進展した。その過程において障害者自身の関わりは非常に大きかった。他者に依存することなく、自らの力によって障害者の権利を法律上確立したといえる。しかし、今後は運用の問題が残されている。どれだけすばらしい法律があっても、きちんとした運用がなければ意味がない。また、完全な法律は存在しないので、よりよいものにするために不断の努力が必要とされる。また、障害者自身がこの法律を理解する必要があることはいうまでもない。そのためには、しっかりとした広報体制を確立するとともに、行政、障害者団体、障害者間のネットワーク整備も喫緊の課題といえる。活動はまだ道半ばであり、障害者の権利を確固たるものとするためには、法律を制定する以上のエネルギーを今後も継続して投入する必要があるだろう。

[注] _____

- (1) 第1節の記述は、西澤 [2009] によっている。
- (2) 2006年暫定憲法にもとづく憲法起草手続については、今泉 [2007] による。
- (3) タイ障害者協会は、タイで初めての全国レベルの障害者団体として、1983年に視覚・聴覚・身体・知的障害者家族の4団体の連合体として結成された。その後、1999年設立の「自閉症児親の会」も構成団体となり、現在以下の5つの団体で構成されている（吉村「2010: 77」）。①タイ盲人協会、②タイ聴覚障害者協会、③タイ身体障害者協会、④タイ知的障害者協会、⑤自閉症児親の会である。
- (4) 法令名について、「songsoemlaepathanakunnaphapchiwitkhonphikan」を直訳した場合、「障害者の生活の質の向上と発展」という表現が正確と考えられる。しかし、現在タイでは、当該部分の英訳として、“empowerment of persons with disability” が用いられている。タイ人にとって、上記タイ語法令名は非常にわかりにくいものであるようで、国家立法議会の第2読会でも法令

名について数多くの質問が出ていた (Saphanitibanyathaengchat [2007a])。この法令名について、委員の1人であるモンティアン氏は、まず最初に“Person with Disability Empowerment Act”という英語表記があり、それをタイ語に訳すとどうなるかと考えてこのような名称にした、と説明している (Saphanitibanyathaengchat [2007a])。ちなみに、議事録では“Person service disability empowerment act”とあるが、議事録作成の際のミスと思われる。「障害者の生活の質の向上と発展」という言葉は、「障害者のエンパワーメント」という意味で使用されている。そこで、本章では、文の訳出の際に、委員会等の名称の部分のをぞき、基本的には「障害者のエンパワーメント」、「障害者をエンパワーする」という言葉を使用する。

- (5) 2007年法の法制委員会法案と1991年法との内容を比較したものとして、飯田 [2007] がある。
- (6) 障害者率は2.9%である。障害者率は地域によってばらつきがある。最も障害者率が高いのが北部で、4.4%である。続いて東北部が3.7%、南部が2.2%であり、最も低いのがバンコクを含む中部の1.7%である (Samnakngansathitiheangchart [2008])。
- (7) 議事録等においてははっきりとみいだせてはいないが、起草の中心メンバーである、タンマサート大学法学部のウィリヤ教授が以前に公表した論文のなかで、日本における公表制度について何度も言及しているところからすると、日本の影響と考えられる (Namsiriphongphan et al. [n.d.])。
- (8) 第38条については、2007年法の制定に関わった1人である、モンティアン上院議員からは、80%でも高くないとの見解が表明された。彼によれば、第38条は大企業による障害者雇用は念頭においておらず、小規模事業者での雇用、または、障害者自身が集まって起業することが想定されているとのことであった (2009年7月31日のインタビューより)。

〔参考文献〕

〈日本語文献〉

- 飯田順三 [2007] 「最近のタイにおける国際人権条約の国内的実施措置——特に障害者の権利保護に関する立法を中心に——」 (『創価法学』第37巻第1号 23-42ページ)。
- 今泉慎也 [2007] 「開発途上国における法と政治——タイ暫定憲法の考察——」 (小林昌之編『法と開発』基礎研究) 調査研究報告書 アジア経済研究所 81-109ページ http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Report/pdf/2006_04_22_

05.pdf 2009年1月5日アクセス)。

西澤希久男 [2009] 「タイにおける障害者の憲法起草過程への参加について」(小林昌之編「開発途上国の障害者と法——法的権利の確立の観点から——」調査研究報告書 アジア経済研究所 67-76ページ)。

東俊裕 [2009] 「障害者権利条約における差別禁止と差別の三類型」(特集 障害者権利条約と日本の課題) (『法律時報』第81巻第4号 15-23ページ)。

吉村千恵 [2010] 「1991年障害者リハビリテーション法形成過程——障害当事者の動きに注目して——」(今泉慎也編「タイの立法過程とその変容」調査研究報告書 アジア経済研究所 73-89ページ http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/Report/2009/pdf/2009_437_ch5.pdf 2010年4月21日アクセス)。

〈外国語文献〉

Khanakammathikanyokrangratthathammanun (憲法起草委員会) [2007] “Rang ratt-hammanunhengratchaanacakthai phutthasakkarat... chabaprapfangkhwamukithen” [仏暦…年タイ王国憲法草案 意見聴取版], Bangkok (http://www.parliament.go.th/parcy/sapa_db/committee0-upload/0-20070419162437_cdc%20draft.pdf 2009年2月2日アクセス)。

Namsiriphongphan, Wiriyā, Monthian Buntan, and Akkharaphan Khwanchin [n.d.] “Rainganwichairuangkankaekhaikotmaithikitkankhonphikannaikankhawpaimisu-anruamnaisangkhom: suksakaranikotmai laekotrabiap thicamkatsitthikhonphikannaikanprakopachip” [就業における障害者の権利を制限する法律及び規則を検討することによるタイ社会への障害者の参加を妨げる法律を改正することについての研究報告] (http://www.lawreform.go.th/lawreform/index.php?option=com_content&task=downloadmedia&file=7542.pdf&filetemp=7542.pdf&lang=th&id=264 2008年10月29日アクセス)。

Namsiriphongphan, Wiriyā, Phuankaew Kkitcatham, and Watchara Riwphaibun eds. [2007] *Ratthathammanunmai...chivitmaikhongkhonphikan* [新憲法：障害者の新生活], Nonthaburi, Phaengngangsangsoemsukhaphapkhonphikannaisangkhomthai.

Phaengngangsangsoemsukhapapkhonphikan (障害者健康増進計画) [2007a] “Kandamnoengankhongkhanaanukammathikandanphuphikan” [障害者に関する小委員会の活動] *Cotmaikhaw kanmuangruangkhonphikan* [障害者にまつわる政治に関するニューズレター], vol. 1, March (http://healthyability.com/download_file.php?a_id=1 2008年10月10日アクセス)。

—— [2007b] “Kanmisuanruamkhongkhonphikannaikanrangratthathammanun” [憲法起草過程への障害者の参加] *Cotmaikhaw kanmuangruangkhonphikan* [障害

- 者にまつわる政治に関するニューズレター], vol. 2, April (http://healthyability.com/download_file.php?a_id=9 2008年10月10日アクセス).
- [2007c] “Khawratthathammanunmai chiwitmaikhongkhonphikan” [新憲法ニュース 障害者の新しい生活] *Cotmaikhaw kanmuangruangkhonphikan* [障害者にまつわる政治に関するニューズレター], vol. 4, June (http://healthyability.com/download_file.php?a_id=35 2008年10月10日アクセス).
- [2007d] “Kotkrathuang rabiaplaeprakatthioktamphrarachabanyat songsoemlaepathanakunnaphapchiwitkhonphikan pho.so. 2550” [仏暦2550年障害者の生活の質の向上と発展に関する法律にもとづき発布される省令, 規則および布告] *Cotmaikhaw kanmuangruangkhonphikan* [障害者にまつわる政治に関するニューズレター], vol. 8, October (http://healthyability.com/download_file.php?a_id=36 2008年10月10日アクセス).
- Samnangkansathitheangchart (国家統計局) [2008] “Kansamruatkhwamphikan pho.so. 2550” [仏暦2550年障害調査] (http://service.nso.go.th/nso/nsopublish/service/survey/disabilityRep_50.pdf 2009年12月8日アクセス).
- Samnangkan songsoemlaepathanakunnaphapchiwitkhonphikanhaengchart (国家障害者エンパワーメント局) [n.d.] “Kandamnoengngancotthabiankhonphikan wanthi30 kanyayon 2552” [仏暦2552年9月30日における障害者登録] (<http://www.nep.go.th/nep-org/uploads/files/092552.pdf> 2010年1月12日アクセス).
- Sanratthathanun (憲法裁判所) [2002] “Kamwinitcai thi16/2545” [憲法裁判所決定 仏暦2545年第16号] (http://www.concourt.or.th/download/Center_desic/45/Center_desic_thai/center16_45.pdf 2008年11月6日アクセス).
- Saphanitibanyathaengchat (国家立法議会) [2007a] “Raingangprachum khanakammathikanwisamanphicarana rangpho.ro.bo.songsoemlaepathanakunnaphapchiwitkhonphikan pho.so.... Saphanitibanyathaengchat khrangthi1” [仏暦...年障害者の生活の質の向上と発展に関する法律草案を審理する特別委員会第1回議事録], 11 May (http://www.senate.go.th/jeab/admin/files/prb/97/47_1.pdf 2009年7月7日アクセス).
- [2007b] “Raingangprachum khanakammathikanwisamanphicarana rangpho.ro.bo.songsoemlaepathanakunnaphapchiwitkhonphikan pho.so.... Saphanitibanyathaengchat khrangthi3” [仏暦...年障害者の生活の質の向上と発展に関する法律草案を審理する特別委員会第3回議事録], 25 May (http://www.senate.go.th/jeab/admin/files/prb/97/47_1.pdf 2009年7月7日アクセス).
- [2007c] “Raingangprachum khanakammathikanwisamanphicarana rangpho.ro.bo.songsoemlaepathanakunnaphapchiwitkhonphikan pho.so.... Saphanitibanyathaengchat khrangthi5” [仏暦...年障害者の生活の質の向上と発展に関する法律草案を審理する特別委員会第5回議事録], 1 June (<http://www.senate>

- .go.th/jeab/admin/files/prb/97/47_5.pdf 2009年7月7日アクセス).
- [2007d] “Raingangprachum khanakammathikanwisamanphicarana rangpho.ro.bo. songsoemlaephatanakunnaphapchiwitkhonphikan pho.so... Saphanitiban-yathaengchat khrangthi6” [仏暦…年障害者の生活の質の向上と発展に関する法律草案を審理する特別委員会第6回議事録], 9 June (http://www.senate.go.th/jeab/admin/files/prb/97/47_6.pdf 2009年7月7日アクセス).
- Sapharangratthathammanun (憲法起草議会) [2007a] “Sarupphonkanprachum khanaanukammathikan yokrangratthathammanun kropthi1 waduaisithitseriphap kanmisuanruamkhongprachachon lekankracayamunato naikhnakammathikan yokrangratthathammanun sapharangratthathammanun khrangthi16” [憲法起草議会起草委員会における自由権, 人民参加および権限配分に関する第1起草小委員会第16回会議結果概要], 4 May, (http://www.parliament.go.th/parcy/sapa_db/committee0-upload/0-20080109141831_conclude_016cdc_fd.pdf 2008年12月24日アクセス).
- [2007b] “Sarupphonkanprachum khanaanukammathikan yokrangratthathammanun kropthi1 waduaisithitseriphap kanmisuanruamkhongprachachon lekankracayamunato naikhnakammathikan yokrangratthathammanun sapharangratthathammanun khrangthi18” [憲法起草議会起草委員会における自由権, 人民参加および権限配分に関する第1起草小委員会第18回会議結果概要], 11 May (http://www.parliament.go.th/parcy/sapa_db/committee0-upload/0-20080109142244_conclude_018cdc_fd.pdf 2008年12月24日アクセス).
- [2007c] “Sarupphonkanprachum khanakammathikan yokrangratthathammanun sapharangratthathammanun khrangthi29” [憲法起草議会起草委員会第29回会議結果概要], 17 May (http://www.parliament.go.th/parcy/sapa_db/committee0-upload/0-20070521155521_CDC%20conclude%2000029.pdf 2008年12月24日アクセス).
- [2007d] “Sarupphonkanprachum khanakammathikan yokrangratthathammanun sapharangratthathammanun khrangthi30” [憲法起草議会起草委員会第30回会議結果概要], 22 May (http://www.parliament.go.th/parcy/sapa_db/committee0-upload/0-20070525142646_cdc%20conclude_0030.pdf 2008年12月24日アクセス).
- [2007e] “Sarupphonkanprachum khanakammathikan yokrangratthathammanun sapharangratthathammanun khrangthi34” [憲法起草議会起草委員会第34回会議結果概要], 30 May (http://www.parliament.go.th/parcy/sapa_db/committee0-upload/0-20070611091448_CDC%20conclude%2000034.pdf 2008年12月24日アクセス).